

2004年夏号

事務所HPアドレス

<http://hpmepage3.nifty.com/tosoh/>

事務所だより

カッとび

発行

東葛総合法律事務所

編集責任者 左近允寛久

〒271-0092

千葉県松戸市松戸1281-20

住友生命松戸ビル5階

電話 047-367-1313(F)

FAX 047-367-1319

# 残暑お見舞い申し上げます



埼玉県吹上町にて 撮影 石坂 満さん

徴兵は命かけても阻むべし母・祖母・おみな半みつるとも

これは、七〇年代後半、朝日新聞の歌壇で第一首に選ばれた七五歳の女性の短歌です。当時、「有事立法」が世間の論議を呼んでいました。実際に戦争を体験した世代の生々しい実感と、鋭い怒りが伝わってくる歌です。

このときから四半世紀、有事法制は成立し、いまや自衛隊は海外に派兵され、多国籍軍の参加まで議論されています。平和憲法は今や風前の灯火に見えます。

しかし、「戦争の記憶は風化した」という言葉で片づけられる問題ではありません。今こそ、私たちは、この老女のように、傾き澄まされた感性を呼び起こし、平和を守る闘いを盛り上げていく必要があると思います。

## 東葛総合法律事務所

代表

弁護士 蒲田 孝代

弁護士 及川 智志

弁護士 福富 美穂子

弁護士 左近 允寛久

弁護士 齋 藤 雅子

弁護士 田中 淳哉

事務局長 小久 保雅弘

事務局長 小久 保雅弘

事務局長 小久 保雅弘

## 「イラクは今」

「郡山さんが見たイラクの現実」

松戸市民劇場ホール満席に



郡山総一郎さん  
イラクでの様子を細かく  
語ってくれました。

弁護士 齋藤 雅子



七月三日、松戸市の市民劇場ホールにおいて、講演会「イラクは今」郡山さんが見たイラクの現実」を開催しました。

郡山総一郎さん。彼は、今年四月、イラクで発生した日本人質事件の被害者の一人です。その郡山さんを呼ぶというこの企画は、多くの人達に報道では伝わらないイラクの現状を知ってもらいたい、そんな思いから動き始めたものです。多くの呼びかけ人、実行委員の力の協力を得て実現することができました。

当日は、予想をはるかに超え、会場に入りきれないほどの参加者が来場しました。事件発生から間もない話題の人物だっ

「パワーハラスメント」という言葉をご存じでしょうか。労働現場で上司が部下に対し、その権威や権限を笠に着て、いじめや嫌がらせ、脅迫行為などをすることです。最近、労働相談では、この「パワーハラスメント」に関するものが増えています。

松戸市内のある会社社



事務員として普通に勤務していた女性のNさんは、社長が新しくなった途端、その新社長から、数年前に気に入らないことをし、この会社を去らなければならないことになりました。

パワーハラスメント

会社を相手に勝訴

弁護士 左近 允寛 久

たという理由で、毎日のように社長室などに呼ばれ謝罪文を書くことを強要され、書かなければ、ストラすると言われ続け、

たということもあるでしょうが、それだけでは、多くの方がイラクで起きている事実を知りたいと思ひ、その熱い思いが会場を満したたのでしよう。なかでも高校生をはじめ若い人達の多数の参加を得られたことは、うれしい驚きでした。郡山さんは、こう語り「本当の人道支援には、支援をする側とされる側の信頼関係が必要。武器を持し、その武器を誰に向けるのか。武器

礼  
お  
「イラクは今」実行委員長  
弁護士 蒲田 孝代

当日は四〇〇名を超える集会となりました。主催した者としては大変うれしかったのですが、一方で満席のために入場できない方もあり、ご迷惑をおかけしました。

はそれを思い出させてくれました。最後は郡山さんは、私達に大きな宿題を残しました。私達は、イラクの人は何をするべきか。「自分で考えろ」

に続く企画ができればと本心に思っています。

平和こそ人類社会の目標です。傲慢な国、傲慢な政策は平和主義を基本とする我が国の取るべきものではありません。徹底して批判的質的变化を遂げさせる必要があります。

べき姿を考える機会の一助になったことはたくさんあるアンケートに答えてくださった結果にも表れていました。

ここに、ご参加頂いた皆様へのお礼と共にお報り戴かざるを得なかった皆様にお詫び申し上げます。この企画が多くの方たちの心に響き、自らの取るべき姿勢、日本のある

これが半年以上続くという事態に遭遇しました。その理由も、Nさんに全く落ち度はなく、社長の方で執りよが

出なくなる状態にまでなつてしまいました。納得のいかないNさんは、同僚の支援も得て、会社と社長相手に慰謝料請求の裁判を起し、昨年十一月、東京高裁で両者に百十万円を支払を命じる判決を勝ち取りました。その結果、社長は退陣を余儀なくされるといおまけも付きました。

りな理由で、毎日のように社長室などに呼ばれ謝罪文を書くことを強要され、書かなければ、ストラすると言われ続け、

その時点で、信頼関係は崩れていく」と。とかく、自衛隊海外派遣反対と結論ばかりに目が向いてしまいがちな中、その反対の理由、根元は何なのか、その言葉

をもち、イラクに入った

をもち、イラクに入った

# SFCG(旧商工ファンド)に鉄槌 高金利認めず 最高裁判所が判決

弁護士 及川智志



高利貸は規制されます。つまり、利息制限法の上  
限利率を超過する高金利  
は無効とされています。  
ところが、貸金業規制法  
四三条(以下、簡単に「四  
三条」といいます)は、  
ある条件の下に無効の金  
利を例外的に有効とみな  
す、という変な法律です。

四三条の条件とは、ま  
ず、貸金業者が借入金書  
預取書をきちんと交付す  
ることです。しかし、そ



勝利を知らせる弁護士団(しんぶん「赤旗」より)

## 北柏交通不当解雇事件 の判決によせて

弁護士 蒲田孝代

北柏交通の久保田出納  
さんと芳野寛二さんは、  
公平な無標配車や有標休  
職の権利行使がでる職  
場にするために、乗務員



人は解雇の無効を裁判に  
訴え、千葉地方裁判所松  
戸支部では全面勝訴とな  
るが、無念にも高等裁  
判所、最高裁判所と  
も敗訴となりました。

審理も釈明もない突然の  
まさか抜き打ちの逆転敗  
訴判決で、事実認定も経  
験豊富なひどいもので  
はありませんでした。労  
働者を敗訴させるために  
組み立てたと言いたい  
ええ。この判決内容とい  
えます。職場やタクシー  
業界ですら驚嘆し、裁判  
といふものはこれほど納  
得できない結論を出せる  
のかとあきれ結ぶしまし  
うはじめていた。

最高裁判所が高等裁判  
所の撤回違反や判例違  
強く批判する必要がある  
と考えます。

反に対する詳細な上告理  
意書には目もくれなかつ  
たことにも愕然とさせ  
たが、それよりも高等裁  
判所の裁判官の審理の姿  
勢は裁判の信頼を大きく  
突き崩したといえます。

裁判というものは勝敗  
以前に当事者が納得させ  
るに足る審理をするこ  
とが不可欠で、そういう  
意味での専門性が求めら  
れていると考えます。

改めて裁判官の傲慢を  
強く批判する必要がある  
と考えます。

約東の高利が本来は無効  
の支払義務がないという  
ことを知りません。そう  
すると、高利貸は、支払  
義務がないものがあると  
誤解させて借主に支払わ  
せていることになりました。

それに、仮に借主が約東  
の高利の支払を拒んで、  
利息制限法の計算による  
金利の支払を主張したら、  
矢のような催促、強制執  
行の開始など、大変なこ  
とになります。しかも、  
保証人などでは済まない  
のです。このような高  
利の支払いを拒めない状  
況にある支払を任意のも  
のといえるはずがありま  
せん。

四三条がいかに奇妙奇  
天烈で間違った法律であ  
るか、お分かりいただけ

たでしょうか。そして、  
この悪法を最も悪用して  
いるのが悪質商工ローン  
業者です。商工ローンと  
いえば、中小零細企業者  
を相手に高利で貸し付け  
る金融で、なかでも支払  
いのために「質屋売れ、  
目玉売れ」などと脅迫的  
取立をしたらプロロ(即日  
栄)が刑事事件を通して、  
一躍有名になりました。  
そのプロロを模倣し、い  
まや商工ローン業界に君  
臨しているのが、SFCG  
G(旧商工ファンド)で  
す。SFCGもプロロ同  
様違法取立で有罪判決を  
受けたことがあります。G  
のSFCGのやり方はプロ  
ロより巧妙です。SFCG  
は、違法な高利取立で  
のために裁判所で判決を  
取ったり、債務者の財産  
に対して差押えをしたり  
します。でも、SFCG  
Gに鉄槌を下す最高裁判  
決が一日も早くなれば、  
ことを全国の高利被害者  
は待ち望んでいました。

そして、ついに平成一  
六年二月二〇日、最高裁  
は、SFCGの高利取得  
を認めない高利取得  
を、同社の貸取取引には  
四三条は適用されない  
という判決を下しました。

たで、天下の悪法、四  
三條は死文化します。も  
ちろん、四三条という法  
律そのものをいずれ廃止  
しなければなりません。  
そして、高利貸のない社  
会を実現したい。私は、  
弁護士として、一人の市  
民として、そう考えてい  
ます。

被害救済への大きな一歩  
でした。

高利被害の次のステッ  
プは何でしょう。それは  
借主を誤解させるような  
方法が用いられたり、利  
息制限法以上の高利の  
支払いを拒めない状況で  
あったりした時には「任  
意」の支払ではないと明  
確にすることが。そう  
すれば、天下の悪法、四  
三條は死文化します。も  
ちろん、四三条という法  
律そのものをいずれ廃止  
しなければなりません。  
そして、高利貸のない社  
会を実現したい。私は、  
弁護士として、一人の市  
民として、そう考えてい  
ます。

### 事務所HP開設しました

多くの方々の熱烈な声  
に応えて、(一)、当事務  
所も速にHPを開設しま  
す。

弁護士のプロフィール、  
担当事件「奮戦記」の他、  
友の会の紹介なども載っ  
ています。今後も世界に  
向け、「い」いろいろな  
情報を発信していきたい  
と思っています。URLは  
表紙上部に記載されて  
います。是非一度アクセ  
スしてみてください。

たで、天下の悪法、四  
三條は死文化します。も  
ちろん、四三条という法  
律そのものをいずれ廃止  
しなければなりません。  
そして、高利貸のない社  
会を実現したい。私は、  
弁護士として、一人の市  
民として、そう考えてい  
ます。



薬害肝炎訴訟は今、双方の主張が一通り出揃い、各地で証人尋問が行われていく段階です。東京では、八月三日、九月一日にバリーカー証人の尋

# 薬害肝炎訴訟 いよいよ山場へ

弁護士 田中 淳哉

問があります。氏は、未だで医薬品の認可に携わっていた。米国では、一九七七年にフリップリゲン製剤の承認を取り消していますが、どのような訴訟を経て承認を取消すべきであるという判断を下したのかについて証言してもらい、日本の対応がいかに粗末であったかを浮彫りにする

運動の盛り上がりが決定的に重要です。薬害H1V訴訟でも、社会的に大きな運動の盛り上がりがあり、勝利的な相解に結びつき

## えん罪 布川事件 新たな目撃証言 「桜井さん・杉山さんとは別人」 弁護士 福富美穂子



「やっぱりあった毛髪鑑定書」  
弁護団の新しい証書開示要請に、初めて検官から提出された三年前の毛髪鑑定書。これには、事件直後の現場検死で死体のすぐそばから採取された本人の毛髪のうち、三本は被害者の毛髪と一致、残りの五本は桜井さ

とされた日の午後七時三〇分ごろ、被害者宅前を自転車で通ったというAさんの供述調書が検官から開示されました。そこには、Aさんが見えん

### 「新たな目撃証言」

ん・杉山さんの毛髪でも、被害者が毛髪でもないという結論が明記されています。ここに桜井さん・杉山さん以外の真犯人の存在により明らかになりました。

物として、身長、体型、頭髪、服装などの点で、人物像が全く異なる人物像が語られてきました。この点を確認するために、弁護団はAさんを訪ねました。Aさんは、このとき見た人物の名をばききと弁護士に対して述べました。それは、桜井さんでも杉山さんでもない名前のでした。確定判決は、第一審から出ているW氏の目撃証言のみをもとめて(愛護が激しく信用できない証言です。その時刻に桜井さん、杉山さんが

被害者宅前にいたという事実認定をしていますが、杉山の話によっても、その時刻に被害者宅前にいた人物が桜井さん、杉山さんとは全くの別人であることが明らかになりました。これによって作成された目撃調書の勘否は完全には崩壊したのです。弁護団はAさんからの聴取書をもとに裁判所に提出しました。

### 「それでも裁判所は」

七月末日、裁判所より、

いかと思います。

の判断を掲げた運動が引き続きなされた結果、治療体制が確立され、それまでほとんど治療できなかった患者も回復しています。このなかっただけでなく、肝臓にも重複感染を併発したのです。早期に治療を終結させ、肝臓の回復方法を確立するものが急務です。薬は多量ななかれ薬も意味ではありません。私たちが自身の命や健康を守るための運動ではな



①現在弁護団が請求している証人及び尋問本人の事実調査(一尋問)は行われる。②証人と主張の補充があれば十月末までに提出するように、との連絡がありま。弁護団としては、これまで三取り調べられた鑑定書と新たな開示された証書、三人



六月一日(二〇日)、友の会バス旅行に行ってきました。今年は、温泉かけ流しにこだわ、奥日光湯元温泉となりました。四三名の方が参加され旅先となりました。(写真は、日光ラウンドホテル前で撮影)

### 友の会行事予定

次回の行事は、学習会となります。ぜひ、ご参加下さい。

二〇〇四年一〇月三十一日

午後二時から

松戸市民会館

三〇一室にて

テーマ  
薬害肝炎について  
薬害肝炎訴訟関係者の皆さんが来られます。生